

平成21年第4回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成21年12月8日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（14名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和
5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克
9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 11番 福島文博 12番 亀頭寿太郎
13番 坪根秀介 14番 村上正弘

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 百留隆男・ 副町長 奥野勝利

会計管理者 末吉秋雄・ 総務課長 友岡みどり

企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治

健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長兼農業委員会事務局長 川口 彰

建設課長 古原典幸・ 教務課長 福本豊彦・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成21年第4回定例会議事日程（1日目）

平成21年12月8日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 諸般の報告

- 日程第 4 議案第59号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第60号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第61号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第62号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第 8 議案第63号 物品購入契約の締結について（塵芥車）
- 日程第 9 議案第64号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第10 議案第65号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第11 議案第66号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第12 議案第67号 福岡県介護保険広域組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合同約の変更について
- 日程第13 議案第68号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合同約の変更について
- 日程第14 発議第 5号 日米間におけるFTA（自由貿易協定）に関する意見書
- 日程第15 発議第 6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 日程第16 発議第 7号 天皇陛下御即位20年を祝す賀詞決議

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開会 午前10時00分

○議長（村上正弘君） 皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。ただいまから平成21年第4回上毛町議会定例会を開催します。

なお、本日の会議を開く前に、先般、開催されました町村議長会全国大会において、亀頭議員並びに福島議員が永年在職功労者の特別表彰を受けられましたので、ただいまから全国町村議会議長会表彰の伝達を行いたいと思います。

亀頭議員、前にお進みください。

（表彰状の伝達）

表彰状。福岡県上毛町、亀頭寿太郎殿。あなたは永年にわたり、町村議会議員として、地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、今回、創立60周年式典に当たり特別表彰をします。平成21年11月11日。全国町村議会議長会、会長、野村 弘。

おめでとうございます。（拍手）

では、福島議員、どうぞ。

（表彰状の伝達）

表彰状。福岡県上毛町、福島文博殿。あなたは永年にわたり、町村議会議員として、地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、今回、創立60周年式典に当たり特別表彰をします。平成21年11月11日。全国町村議会議長会、会長、野村 弘。

おめでとうございます。（拍手）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料として配付しておりますのでごらんください。

○議長（村上正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、10番 古野議員、11番 福島議員を指名します。

○議長（村上正弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お手元の運営資料をごらんください。

今期定例会の運営について議会運営委員会に審議をお願いいたしましたところ、12月4日、運営委員会を開催していただき、今期定例会の会期を本日から18日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から18日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から18日までの11日間とすることに決定しました。

○議長(村上正弘君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から条例案2件、予算案1件、その他7件の計10議案と、議員から提出された発議3件を合わせた13議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。

お手元に配付の「会期日程表(案)」をごらんください。

本日の会議では、議案を一括上程し、町長提出議案については提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。ただし、議案第63号並びに市町村合併に伴う一部事務組合の市町村数の減少等に関する議案、議案第64号から議案第68号の6議案については、本日、審議・採決を行い、残りの議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

また、議員から提出された発議第5号及び発議第6号については、提出者の趣旨説明を受け質疑を行った後、所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。なお、発議第7号については、本日、審議・採決を行います。

ここで皆さんにお願いしますが、本日審議・採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑にあわせて行っていただきますよう協力をお願いいたします。

12月11、12日に本会議を開催し、一般質問を行う予定ですが、11日に一般質問が全部終了すれば、12日は休会といたします。

12月14日を文教・厚生常任委員会、12月15日を総務、産業・建設常任委員会の開催日にいたしたいと思います。

12月18日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論・採決を行います。

ただいま報告しました議会の運営事項につきましては、議会運営委員会で協議し、決定を受けておりますので、御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員長に出席の要求をいたしたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席をいただいております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4議案第59号、日程第5議案第60号、日程第6議案第61号、日程第7議案第62号、日程第8議案第63号、日程第9議案第64号、日程第10議案第65号、日程第11議案第66号、日程第12議案第67号、日程第13議案第68号、以上、10件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鶴田忠良君）皆さん、おはようございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに平成21年第4回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用の中、御参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

ところで、先般、政府と日銀は、遅まきながら経済対策とデフレ克服のため、10兆円の金融緩和策を打ち出しました。

しかしながら、日本の円高や株価の反応は弱く、日本経済回復への効果は疑問視され、先行きは大きく危惧されるところであります。また、政府は来年度予算編成に向けて、前段として、いわゆる事業仕分けなどの作業を進めてまいりましたが、マスコミで報道される一部の内容では、政治的な配慮が見えずパフォーマンスにすぎないとの評価もあり、経済効果は逆行しているというようにも映り、展望ある政策は沖縄問題を含め今のところ全く不透明に思われます。

特に、デフレの原因が雇用や不況による需要不足である以上、政府は一日も早く第2次補正予算による新たな具体的経済対策を講じて、企業や家計の不安を軽減する施

策を示すことが急務であると考えますが、補正予算を停止したり再編成したりでは経済政策に一貫性を欠き、さらには、このたびの編成過程を見ますと、主導権はだれにあるのか疑問に思え、また、7兆2,000億と言われる中身が地方への程度の配当なのか明らかでなく、自治体の財政運営は強く懸念されているところであります。

そのような状況の中、本町におきましては、限られた財源の中で、新しい未来への投資を各種施策の優先順位について選択を行いながら、節度ある行財政運営に努めてまいり所存であります。

議員各位におかれましても、どうぞ御理解をいただきまして、御支援、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより提案理由を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、条例案2件、補正予算1件、その他7件の計10議案であります。

議案第59号 上毛町税条例の一部を改正する条例についてであります。福岡県条例の一部が改正されたことに伴い、それに準じた税条例の改正と、来年度より住民税徴収制度として新たに年金受給者を対象とした特別徴収が実施されることに伴いまして、公平性の原則から前納報奨金を廃止するための条例改正であります。

議案第60号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。後期高齢者医療保険料の滞納者に対して、延滞金の軽減対象期間を延長するための条例改正であります。

議案第61号 平成21年度上毛町一般会計補正予算（第5号）であります。今回の補正予算額は245万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額48億3,980万6,000円となります。

主なものとしたしましては、国の経済危機対策として、子育て応援特別手当を予算化しておりましたが、政権交代による事業の停止に伴う不用額と、東九州自動車道建設用地の文化財調査で山林の樹木伐採の終了が22年3月末までの工程となったため、それにより翌年度へ移行することとなりました。その不用額を減額計上いたしております。

また、福祉関係では、高齢者の豊富な経験、知識、技能を生かすためのシルバー人材センター設立に向けての関係経費、保育所入園児の増加に伴う保育士の人件費、防災関係では、国の経済危機対策に基づく、防災情報通信施設整備事業交付金の新設に

より、全国瞬時警報システムを整備することになりその関係経費、並びに、「たいへいの里」庁舎が、先般2回、ガラスを割られる被害を受けましたので、安全対策として防犯カメラを設置するための経費等、産業振興では、鳥獣用電気さく等の設置事業の交付金の追加と、施設整備事業として旧大平村公民館——つまり、現在の中央公民館支館であります——の老朽化に伴い、一部改修するための経費を計上いたしております。

歳入につきましては、主に経済対策交付金普通交付税を充当したものであります。

議案第62号 土地改良事業計画の変更について。尻高地区圃場整備工事におきまして、工事内容の追加により事業量の変更が生じたので、計画変更を行ったものであります。

議案第63号 物品購入契約の締結について。塵芥車の購入に当たり、11月30日に指名競争入札をし、業者が決定いたしましたので、購入契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第64号から議案第68号までの5議案につきましては、平成20年2月1日付で八女市に黒木町、立花町、矢部村、星野村が編入合併することに伴い、それぞれの一部事務組合の規約を変更並びに構成団体の数の減少等をするため、議会の議決を求めるものであります。

以上、概略御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村上正弘君）提案理由の説明が終わりました。これから、提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議・採決する予定の議案に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただくようお願いをいたします。

それでは、提案理由に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

○5番（安元慶彦君）ただいまの町長のほうからの提案理由の中で、子育ての特別の関係でございますけど、これはすべて返納するということのあれがありましたけれども、事務的処理をするために6月の議会で追加補正をした分についても、これは事務的処理をするために急いでやらなきゃならんということの予算措置であったと思うんです

が、こういった部分についても国のほうに返納しないのかどうか、あるいはまた、改めてまたその分については、国のほうからの何らかの形で交付があるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（村上正弘君）住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）子育て応援特別手当についてお答えいたします。

この分につきましては、事務処理費用についても全然お金はかかってございませんので、まだ補助金も全然いただいておりませんので、もうすべて減額という形になると考えております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）地方交付税なんですが、まだ留保財源があるのかどうかお尋ねします。

それと、経済対策なんですけれども、小出しにしているようですが、まだ残金があれば幾らあるのか説明をお願いいたします。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）普通交付税の留保財源につきましては、2億6,000万ほどございます。

それから、交付金につきましては、小出しにしているわけではございませんで、今まで予算計上いたしまして事業を実施した結果、入札しまして執行残等がありましたものですから、交付金は全部使わなくてはいけないということでございます。で、若干執行残が出ましたので、すべて使うために、有効な事業ということを再度検討いたしまして、今議会のほうで予算として提案させていただいたものでございます。で、すべてこの予算で交付金は使い切るということになっております。

○議長（村上正弘君）ほかに何か。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

○議長（村上正弘君）日程第14、発議第5号 日米間に関するFTA（自由貿易協定）に関する意見書についてを議題といたします。提出者に趣旨説明を求めます。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）日米間におけるF T Aに関する意見書案の趣旨説明を行います。

民主党が総選挙マニフェストに、米国との間での自由貿易協定を締結すると明記したことで、締結の是非をめぐる大きな議論となっています。日米でF T Aを締結する場合、農業を除いて結べるでしょうか。米国側ははっきり言っています。「製造業の分野では、米国はむしろ損失をこうむる。だから、日本から利益を得るためには、農産物の自由化が入っていないと難しい。11品目として残っている米とか乳製品も含めるのが条件だ」。

日米だけでなく、日E UのF T Aも必ず問題になってきます。E Uの場合も、製造業では日本から損失をこうむるから、乳製品などの関税をゼロにしろということになります。日米、日E Uと交渉することは政府間で交渉が始まっている日豪F T Aの締結が前提になります。

日豪F T Aが締結されるだけで、日本の食糧自給率は40%から30%に、10%も下がると試算されています。日米、日E Uで自由貿易協定を結ぶということは、世界に対して農産物を自由化するのと同じです。農水省の試算によると、食糧自給率は12%まで下がります。日本の食糧自給率をとりあえず40%から50%にいかにか引き上げるかが課題になっているのに、逆に自給率を引き下げる流れに乗るのかということになります。

米国も欧州も、日本の米に匹敵する最重要品目の牛乳・乳製品の関税は100%、300%は当たり前です。ほぼ輸入をシャットアウトしています。自給率が98から100%に近い、欧米にとっては、牛乳・乳製品を海外に依存するということはありません。その上で、国内では政府が買い上げる形で価格を支え、余剰が出れば補助金をつけて輸出しています。日本だけが丸裸にならなければならないというのはおかしい話です。

以上の理由から、この意見書を提出いたしました。皆さんの慎重なる御審議をよろしく願いいたします。

○議長（村上正弘君）茂呂議員の趣旨説明が終わりました。

説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、茂呂議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

○議長（村上正弘君） 日程第15、発議第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書についてを議題といたします。提出者に趣旨説明を求めます。

中議員。

○7番（中 宏君） 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

我が国では、消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3,000億枚と言われております。多重債務問題が深刻化しているのが現実でございます。

このような中、2006年12月に上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止などを含む改正貸金業法が成立しましたが、しかしながら、これが完全施行される時期は2009年12月から2010年6月までとされております。改正貸金業法の完全実施を先延ばしし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は自殺者や自己破産者や多重債務者の急増を招き、許されるものではありません。

今回、設置されました消費者庁と連携を深め、地方消費者行政の充実及び多重債務問題が近々の課題であることを踏まえ、国に対し、改正貸金業法の早期完全施行をされるよう意見書を提出しようとするものであります。皆さんの御理解と御賛同のほど、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君） 中議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君） 質疑を終わります。

これから、本日の審議・採決を行う議案の上程を行います。

○議長（村上正弘君） 日程第8、議案第63号 物品購入契約の締結について（塵芥車）を議題といたします。議案内容の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君） それでは、議案第63号の朗読によりまして、物品購入契約

の締結について説明いたします。

議案第63号 物品購入契約の締結について。平成21年11月30日、指名競争入札に付した新吉富地区塵芥車の購入について、次のとおり物品購入契約を締結する。平成21年12月8日提出、上毛町長 鶴田忠良。

記といたしまして、1. 契約の目的は新吉富地区の塵芥車購入。契約の方法、指名競争入札。契約金額、737万1,000円。契約の相手方、上毛町大字上唐原1621番地1、大平自動車整備工場 代表者 今瀬一己。履行期限は平成22年の3月1日。

理由といたしまして、新吉富地区塵芥車購入に係る物品購入契約について、予定価格が700万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）内容について、あるいは、議案書についてどうこうというわけじゃないんですが、この案件は5月25日の臨時議会で、日本の経済、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というような形でもって取り組まれたうちの事業なんですね。余りにも遅いもんだから、我々、我が国は電気器具とか何とか、電話が終わったときには品物が来るといような状況であると。まあヨーロッパあたりは1カ月も2カ月もかかるそうですがね。

自動車の関係も、今いろいろな形で、やっぱり検討をされよって、こうした特殊的な自動車がなかなか手に入らなかったと、いろいろな条件もあるかもわからんけど、余りにしても遅すぎると思う。臨時議会でもって予算措置したのが、地域経済の波及には私はそぐわんのではないかと思うんですけど。そうした観点からどうしてこんなにおくれるのか、ましてや、また履行期間が来年の出納閉鎖前ですけどね、3月などというようなことも明記されておる状況でございますけどね。どうした理由でもっておくれたのか。

○議長（村上正弘君）住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君） この塵芥車については特別な仕様がございまして、上毛町内の業者に指名に入ってもらおうという形で、仕様車づくりに暇がかかったというのもございまして。そういう理由でございまして。以前は、新吉富地区の購入については、町内業者じゃなくて、日産とかそういうところでやっておったわけではございましてけど、なかなか忙しくてこういう仕様車をつくるのに暇がかかったというのが理由でございまして。

○12番（亀頭寿太郎君） 以上です。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君） 入札の結果表の説明をお願いしたいと思います。何回で落札したのかです。それと指名業者名、それから予定価格は幾らであって、落札率は何%になるのか、最低制限価格は幾らであったのか、契約保証金は幾らか、瑕疵担保契約による担保の責任存続期間はどのくらいなのか、御説明願います。

○議長（村上正弘君） 住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君） 指名業者については、町内業者6社でございまして。それから、予定価格につきましては857万8,500円、落札率は85%、後の質問はちょっと聞き取れなかったんで、もう一度お願いできますか。

○議長（村上正弘君） はい、どうぞ。

○9番（茂呂孝志君） 最低制限価格、契約保証金は幾らか、それから瑕疵担保契約による担保責任の期間。

○議長（村上正弘君） 住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君） 最低制限価格は設けておりません。それから、契約保証金については免除でございまして。違約金につきましては設けております。

以上です。

○議長（村上正弘君） ほかにありませんか。

峯議員。

○3番（峯 新一君） 前の車が古くなったんで買いかえっちゃうことですね。それと、今の時期だったら国からの補助金があると思うんですけど、マイクロバス等を踏まえて、よければ幾らあるか、そこらあたりも教えてほしいんですけど。

○議長（村上正弘君） 住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）新吉富地区の塵芥車については、もう購入から7年たっておりまして、古いという形で購入したものでございます。それから補助金についてはございません。これは緊急経済対策のほうで買っております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第63号 物品購入契約の締結については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）これから、市町村の合併に伴う一部事務組合等の加入市町村数の減少並びに規約の変更に関する議案を議題といたします。なお、合併に伴う関係議案は関連議題でありますので、一括議題として議案内容の説明を受けた後、質疑を行います。討論・採決もまとめて行いますので、御了承をください。

また、合併に伴う議案については、議案名の朗読を省略いたします。あわせて御了解をお願いいたします。

○議長（村上正弘君）日程第9議案第64号、日程第10議案第65号、日程第11議案第66号、日程第12議案第67号、日程第13議案第68号を一括議題といたします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）それでは、議案第64号から68号についてまとめて御説明をさせていただきます。

この5議案につきましては、福岡県域に係る一部事務組合の組織でございます。今

回、八女市が2町2村で、22年の1月31日限りで編入合併されるということに伴いまして、それぞれの組織に至る規約の改正並びに構成団体の減少に伴うものを、今回、議会で御議決をいただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号の5議案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号の議案5件を一括して採決をいたします。

本議案5件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号の議案5件は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第16、発議第7号、天皇陛下御即位20年を祝す賀詞決議を議題といたします。提出者に趣旨説明を求めます。

中議員。

○7番（中 宏君）天皇陛下御即位20年を祝す賀詞の決議につきまして、提案の理由を説明させていただきます。

今上陛下におかれましては、本年で即位満20年を迎えられました。平成の御代が始まりまして以来、激動の20年を常に人々の幸せと世界の平和を願われ続けてこられました。この御心労はいかばかりであったかと御推察申し上げるところでございます。この間、陛下は皇居での公務はもとより、皇后陛下と御一緒に友好親善や各界の

行事への出席など、休まれることなく御精励をされております。

このような天皇、皇后両陛下のお姿に、あらゆる国民がどんなに励まされ勇気をいただいていたことか、改めて申し上げるまでもなく深く感謝申し上げる次第であります。天皇、皇后両陛下の御健勝と皇室の弥栄をお祈り申し上げますは、私どもにとりましても慶賀にたえません。

つきましては、当議会におきましても、日本国と日本国民統合の象徴であります天皇陛下の即位20年という慶賀に際しまして、祝意の賀詞を御議決いただきたく、ここに謹んで発議をいたすものであります。議員の各位におかれましては、よろしく御賛同のほどお願い申し上げまして、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（村上正弘君）趣旨説明が終わりました。

質疑はありますか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）提出者にお尋ねいたします。このほかに、人類社会で今、多大な貢献のあった方に対して、人生の何らかの節目、長寿を祝うとかがあった場合に、この会議規則にのっとって議決するというようなお考えなのかどうか、それからまた、即位20年なら30年もするのかどうか、その2点をお尋ねいたします。

○7番（中 宏君）一つの節目といたしまして20年というのは妥当じゃなかろうかというようなことで提案をさせていただきました。

それで、ただ、何だっけ、もう一つは。

○9番（茂呂孝志君）人類社会に対して多大な貢献のあった方に、その人が何らかの人生の節目を迎えた場合に、この会議規則にのっとってこういう決議などするのかどうかと。

○7番（中 宏君）それにつきましては、いろいろ意見の相違もあろうかと思いますが、その都度、それにつきましては皆さんにお諮りする中で、御意見を伺いながらやっていけばよかろうかと考えてございます。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、発議第7号は反対の立場から討論いたします。

提出者の答弁を聞いても、この会議規則の規定にのっとり、このような決議をするという必要性を感じられないので反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、発議第7号 天皇陛下御即位20年を祝す賀詞決議は原案のとおり賀詞を奉呈することに決まりました。

○議長（村上正弘君）これから、議案の委員会付託を行います。

12月4日議会運営委員会の協議結果を経て、資料として配付をしております。議会運営資料4ページをごらんください。なお、付託議案の朗読に際しても、議案名朗読は省略します。

議案第59号、議案第61号（所管分）、議案第62号、発議第5号、発議第6号の5件は、総務、産業・建設委員会へ。

議案第60号、議案第61号（所管分）の2件は、文教・厚生常任委員会へそれぞれ付託したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りをいたします。運営資料6ページ、委員会日程表（案）をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただき、日程（案）のとおり決定したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。したがって、常任委員会の開催日は運営資料「委員会日程表」のとおり開催することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時41分

平成21年12月8日